

身分証明書とは

身分証明書とは、禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明したものになります。

各市区町村役場戸籍係等において、発行しています。

申請者の本籍地を管轄する戸籍係へ申請してください。

登記されていないことの証明書とは

登記されていないことの証明書とは、後見登記等ファイルに記録されていないことを証明するもので、主に成年被後見人・被保佐人等に該当しないことを証明する際に必要になります。

本証明書は法務局の各都道府県の本局への申請となります。東京での申請先は下記のとおりとなります。詳細については、法務局へお問い合わせ下さい。

申請されるときの申請用紙の「証明事項欄」には「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」欄にチェックを入れて、申請して下さい。

〒102-8226
千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎
電話： 03（5213）1234（代表）

身分証明書の見本

身分証明書	
本 種	東京都○○区○町
本人氏名	○○ ○○
生年月日	昭和○年○月○日
1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。	
2. 後見の登記の通知を受けない。	
3. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けない。	
上記のとおり証明する。	
平成○年○月○日	
東京都○○区長 ○○	

登記されていないことの証明書の見本

登記されていないことの証明書	
①氏名	○○ ○○
②生年月日	昭和○年○月○日
③住所	東京都○○区○町○○
④本籍	東京都○○区○町○○
上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。	
平成○年○月○日	
東京法務局 登記官 ○○	

※ 「身分証明書」と「登記されていないことの証明書」の関係は？

平成12年3月31日以前は、禁治産者（成年被後見人とみなされる者）・準禁治産者（被保佐人とみなされる者）については、その内容は本人の戸籍への記載という方法で公示されておりましたが、平成12年4月1日以降は、新しい成年後見制度の施行により、その公示方法が戸籍への記載から後見登記等ファイルへの登記に変更されました。

そのため、平成12年3月31日以前に、いわゆる欠格条項に該当しないこと（禁治産者（成年被後見人とみなされる者）、準禁治産者（被保佐人とみなされる者）に該当していない）の証明は、従前どおり本籍地の市町村が発行する「身分証明書」によって行うことになり、平成12年4月1日以降は、その証明は成年被後見人・被保佐人等に該当していないことを証明する「登記されていないことの証明書」によって行うことになります。

その結果、いずれの時点においても欠格事由に該当していないことを証明するためには、「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」の両方が必要となります。

なお、「破産者」でないことの証明につきましては、従前どおり身分証明書によってのみ証明されることになります。